

令和5年度事業報告について

1 公益目的事業

(公1) 食品衛生思想の普及啓発に関する事業

【事業の趣旨】

食品営業関係者及び県民に対し、食中毒の防止等食品衛生に関する知識の普及啓発を推進したことにより、食中毒等の食品事故の防止を図り、公衆衛生の向上に寄与した。

【事業の構成】

本事業は、次の四つの事業により構成される。

公1-ア 食品衛生知識の普及啓発

公1-イ 食品衛生に関する講演会【消費者を対象】

公1-ウ 食品衛生施設の見学

公1-エ 手洗い実演講座【園児や小学生及びその保護者を対象】

【事業をまとめた理由】

公1-アから公1-エまでの事業は、いずれも食品衛生思想の普及啓発を推進したための事業であることから、一つの事業としてまとめている。

【個別の事業内容】

食中毒が発生しやすい夏季（8月）を中心に、食品衛生及び食中毒予防に関する普及啓発活動として以下の事業を実施した。

【新型コロナウイルス（SARS-covid-19）等について】

令和2年の年初以来、猛威を振っていた新型コロナウイルス（SARS-covid-19）については、令和5年5月8日から5類に移行され、4月には、佐賀空港の利用者もピーク時の7割まで回復し、5月6日にWHOにおいては、コロナ緊急事態宣言が終了され、3年3カ月で節目を迎えることになった。

令和3年6月1日より食品衛生法の改正に伴い、営業規制の見直しによる届出施設が増加し、届出施設（1回の提供食数が20食程度以上の学校、病院等の営業以外の集団給食施設を除く。）は、実務講習会の受講義務が無く、協会加入のメリットが無いことから、会員数の減少に拍車がかかっており、令和4年度の決算では、約150万円の赤字となったため、コスト意識を持って、事業の実施に取り組んだ。

協会活動について、徐々に通常活動に戻してきたところであるが、養成及び実務講習会は、例年どおり実施し、お祭り等のイベントの際のうちわ、パンフレットの配布を取りやめ、8、11月のノロウイルス、食中毒のポスター配りに併せて巡回指導を実施することにした。

○公1-ア 食品衛生知識の普及啓発

(趣旨)	食品衛生、食中毒防止の意識を向上させ、公衆衛生の向上を図る。
(内容)	食中毒が多発しやすい夏場における食中毒を防止した観点から、毎年8月を「食品衛生月間」と定め、当協会各支部において多彩な取組を行っている。 なお、当事業の実施に当たっては、食品衛生月間中における各種啓発チラシ等の配布や消費者からの相談等に対するアドバイスなど、食品衛生指導員が全面的に関与している。

<令和5年度事業実績>

【佐賀中部支部】

- ・食品衛生月間において、更新立入時等に指導員より施設へ食品衛生月間ポスターを配布、また特別会員へ郵送した。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間に、窓口にて営業許可申請者、巡回指導時ポスターの配布、また特別会員へ郵送した。
- ・手洗い教室実施の受講者へ「食中毒予防！みんなで守ろう3原則」下敷き、塗り絵を配布。
- ・8月5日佐賀中部保健福祉事務所・生活衛生課の協力のもと、ゆめタウン佐賀1階セントラルコートにて「食品衛生月間 夏の食中毒予防フェア」を開催

※実施内容：①手洗い体験、ルミテスターによる測定の体験、食品衛生に関するクイズラリー体験（体験者には、食中毒予防うちわ、「食中毒予防！みんなで守ろう3原則」下敷き、啓発グッズ「おもしろ消しゴム」、ボールペン、クリアファイル等を配布。）

【鳥栖支部】

- ・8月「食品衛生月間」事業で、食品衛生月間ポスターの配布
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間ポスターの掲示・配布
- ・手洗い教室受講者へノロウイルス食中毒を防ごう!!リーフレットを配布（基山地区1回、みやき上峰地区1回）

【唐津支部】

- ・食品衛生月間に指導員が食品衛生月間ポスター1,300枚を「店舗（会員）」に対し配布。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化月間において、事務所及び唐津保健福祉事務所内に「ノロウイルス食中毒強化期間」のポスターを掲示。
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間ポスター80枚配布を、食品衛生指導員及び手洗教室実施小学校へ配布。
- ・手洗い教室実施小学校の受講児童へ「きほんの食中毒&手洗い」リーフレットを254枚配布。

【伊万里支部】

- ・食品衛生月間ポスター、マスク配布650枚(会員)
- ・のぼりの活用、リーフレット設置、ポスター掲示
食品衛生月間とノロ食中毒予防月間期間内に伊万里保健福祉事務所衛生対策課と協力し、伊万里総合庁舎2階に食品衛生月間ブースを設けた。（パネルやのぼりを使用。啓発品として下敷き、ティッシュ、リーフレット、うちわを設置した）
- ・ノロウイルス食中毒予防期間のポスターを伊万里保健福祉事務所内に掲示、11月営業許可更新施設、食品衛生指導員店舗などに配布。（100枚）
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間において、手洗い教室を受講した園児に食品衛生下敷きを配布。（26枚）

【杵藤支部】

- ・食品衛生月間及びノロウイルス食中毒予防強化期間において、武雄総合庁舎館内掲示板及び食協事務所内に各普及啓発用ポスターを掲示。
- ・食品衛生月間に向けて7月中旬から8月上旬に指導員が「食品衛生月間」のポスターを会員施設に配布。（1,500枚）
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間において、指導員が「ノロウイルス食中毒予防強化期間」

のポスターを会員施設及び手洗い教室を実施した小学校に配布。

- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間において、手洗い教室を受講した生徒に食品衛生下敷きを配布。(57枚)
- ・ノロウイルス食中毒予防強化期間において、令和5年11月28日鹿島市の鹿島市立能古見小学校にて開催した手洗い教室を STS 及び鹿島ケーブルテレビの取材協力により、STS は同日番組内で放送、鹿島ケーブルテレビは鹿島市内で一定期間放送、令和5年12月7日鹿島市の鹿島市立北鹿島小学校にて開催した手洗い教室を NHK の取材協力により同日番組内で放送し、食中毒予防を呼びかけた。

区 分	内 容
1 事業の対象者	佐賀県民
2 事業の財源	受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。
3 補助金の交付元	佐賀県（生活衛生課）
4 補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
5 補助金の目的	食品衛生等思想啓発事業に対する補助

※食品衛生指導員とは

食品衛生指導員とは	日本食品衛生協会が厚生労働省と協議のうえ定めたカリキュラムに基づき、日本食品衛生協会会長が承認する、食品衛生指導員養成教育の課程を修了した者のうちで、所属自治体の保健衛生主管部局長と協議の上、適格者と認められた者に当該県食品衛生協会会長が食品衛生指導員として委嘱する。
食品衛生指導員の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・対象営業施設の巡回指導 ・食品衛生思想及び技術の普及 ・保健所との連携、協力 ・食品衛生責任者との連携 ・消費者に対し、正しい食品衛生知識の啓発など

○公1-イ 食品衛生に関する講演会【消費者を対象】

(趣旨)	食品衛生知識の普及啓発を推進し、公衆衛生の向上を図る。
(内容)	<p>当該事業は、佐賀県食品衛生協会の支部と保健福祉事務所が地域婦人連絡協議会と連携し、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者を対象に実施しており、事業実施に当たっては、地域婦人連絡協議会は会員への参加呼びかけを担当し、当協会及び保健福祉事務所は講演会の企画・実施を担当している。</p> <p>当該事業を通して、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者に対して食品衛生に関する知識及び食品衛生協会の活動を理解してもらうことにより、食品衛生の普及啓発を図っている。</p>

<令和5年度事業実績>

【佐賀中部支部】

令和5年度は佐賀中部支部での開催なし。

【鳥栖支部】

令和5年度は鳥栖支部での開催なし。

【唐津支部】

令和5年度は唐津支部での開催なし。

【伊万里支部】

令和5年度は伊万里支部での開催なし。

【杵藤支部】

令和5年度は杵藤支部での開催なし。

区 分	内 容
1 事業の対象者	佐賀県民
2 事業の財源	受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。
3 補助金の交付元	佐賀県（生活衛生課）
4 補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
5 補助金の目的	食品衛生等思想啓発事業に対する補助

○公1ーウ 食品衛生施設の見学

(趣旨)	優良な食品衛生施設を実際に見学することにより、食品衛生知識・食中毒防止の意識を向上させ、公衆衛生の向上を図る。
(内容)	<p>当該事業は、佐賀県食品衛生協会の支部と保健福祉事務所が地域婦人連絡協議会と連携し、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者を対象に実施しており、事業実施に当たっては、地域婦人連絡協議会は会員への参加呼びかけを担当し、当協会及び保健福祉事務所は施設選定などの企画・実施を担当している。</p> <p>当該事業を通して、地域婦人連絡協議会会員ほか消費者に対して食品衛生に関する知識及び食中毒防止意識の向上を図ることにより、食品衛生の普及啓発を図っている。</p>

<令和5年度事業実績>

【佐賀中部支部】

令和5年度は佐賀中部支部での開催なし。

【鳥栖支部】

令和5年度は鳥栖支部での開催なし。

【唐津支部】

令和5年度は唐津支部での開催なし。

【伊万里支部】

令和5年度は伊万里支部での開催なし。

【杵藤支部】

令和5年度は杵藤支部での開催なし。

区 分	内 容
1 事業の対象者	佐賀県民
2 事業の財源	受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。
3 補助金の交付元	佐賀県（生活衛生課）
4 補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
5 補助金の目的	食品衛生等思想啓発事業に対する補助

○公1-エ 手洗い実演講座【園児や小学生及びその保護者を対象】

(趣旨)	食品衛生、食中毒防止の意識を向上させ、公衆衛生の向上を図る。
(内容)	<p>幼稚園、保育園、小学校において園児、児童並びにその保護者等に対し、効果的な手洗いを食品衛生指導員が実演し、また実際に受講者に体験させることにより、衛生管理の重要性や食中毒の予防の意識を高めている。内容的には、手洗いチェッカーを使用して手洗いの重要性を指導するとともに、ルミテスターによる洗浄度測定を実施している。</p> <p>当初は県内の一部地区のみを対象として実施していたが、現在は、県内全域の幼稚園、保育園及び小学校等を対象として実施している。</p> <p>なお、当該事業は「ノロウイルス予防強化期間（11月～1月）」を中心に実施している。</p> <p>※注釈 ルミテスターとは、 手指や食品加工設備機器に付着した汚染物質（ATP量）を高感度で測定した洗浄度測定器。</p>

<令和5年度事業実績>

【佐賀中部支部】

No.	日 時	場 所	参加者（名）
1	6月12日	西川副小学校	80
合 計			80
講師	食品衛生指導員		
受講料	無料		
参加者	佐賀中部支部管内の小学校の児童及びその保護者		

【鳥栖支部】

No.	日 時	場 所	参加者 (名)
1	1月25日	たんぼぼ保育園	73人
2	2月5日	まつわか幼稚園	57人
合 計			130人
講師	食品衛生指導員		
受講料	無料		
参加者	鳥栖支部管内の幼稚園の園児等		

【唐津支部】

No.	日 時	場 所	参加者 (名)
1	10月5日	佐志小学校1年生	34
2	11月9日	浜崎小学校2年生	109
3	11月15日	巖木小学校1.2年生	22
4	11月16日	打上小学校1年生.保護者	36
5	12月7日	切木小学校1.2年生	12
6	12月13日	呼子小学校1.2年生	41
合 計			254
講師	食品衛生指導員		
受講料	無料		
参加者	唐津支部管内の小学校の児童.保護者等		

【伊万里支部】

No.	日 時	場 所	参加者 (名)
1	11月22日	大久保保育園	26
合 計			26
講師	食品衛生指導員		
受講料	無料		
参加者	伊万里支部管内の園児等		

【杵藤支部】

No.	日 時	場 所	参加者 (名)
1	11月28日	鹿島市立能古見小学校2年生	32
2	12月7日	鹿島市立北鹿島小学校2年生	25
合 計			57
講師	食品衛生指導員		
受講料	無料		
参加者	杵藤支部管内の小学校の児童等。		

合計 12件、547名参加

区分	内容	
1 事業の対象者	佐賀県内の幼稚園、保育園、小学校の園児、児童及びその保護者	
2 事業の財源	受取民間補助金、受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。	
3 公益社団法人日本食品衛生協会	補助金の交付元	公益社団法人日本食品衛生協会
	補助金の名称	「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業助成金
	補助金の目的	「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業に対する補助
4 佐賀県(生活衛生課)	補助金の交付元	佐賀県(生活衛生課)
	補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
	補助金の目的	食品衛生等思想啓発事業に対する補助

(公2) 食品衛生の自主管理推進事業

【事業の趣旨】

食品等事業者自らが衛生管理を徹底することにより食中毒等の食品事故を防止し、消費者に対して安全な食品の提供ができ、食品衛生の向上に寄与する。

【事業の構成】

本事業は、次の四つの事業により構成される。

- 公2-ア 食品衛生自主管理事業
- 公2-イ 食品衛生指導員の育成及び教育研修会
- 公2-ウ 食品衛生責任者講習会
- 公2-エ 食品衛生功労者優良施設表彰

【事業をまとめた理由】

公2-アから公2-エの事業は、自主的な衛生管理を推進することにより、食品衛生の向上及び増進につながり、公衆衛生の向上を図るという点で共通の目的を達成した手段と位置づけられることから一つにまとめた。

【個別の事業の内容】

○公2-ア 食品衛生自主管理推進事業

(趣旨)	安全な食品を消費者に提供することは食品等事業者の責務であり、そのため施設の衛生管理は自らの責任で徹底を図る必要がある。それらの周知徹底を図るための支援・指導を行う。
(内容)	当協会が委嘱している食品衛生指導員が食品営業施設を定期的に巡回し、施設内外の清潔保持、食品取扱設備の衛生管理、鼠・昆虫等の駆除状況等を指導・助言するとともに、営業者自らが行う施設の衛生管理等を支援している。 行政から事業者への周知依頼があった食品衛生法等の改正や食中毒等の緊急情報などについて、各支部・食品衛生指導員を通じ事業者へ伝達するとともに、ホ

ホームページにも掲載し、早期の予防対策を図っている。 なお、巡回指導や情報伝達は、全事業者を対象に行っている。
--

※指導員数は R6. 3. 31 現在 337 人（佐賀 124 名、鳥栖 28 名、唐津 62 名、伊万里 36 名、杵藤 87 名）

<令和5年度事業実績>

（巡回指導項目）

施設内外の清潔保持、食品取扱設備の衛生管理、鼠・昆虫等の駆除、食品取扱者の清潔保持と健康管理、使用水の衛生管理、原材料の品質管理 など

【佐賀中部支部】

各支部の指導員（佐賀中部支部 125 人）が年間一人当たり 5 回（日）を目標に巡回指導を行った。

区 分	R5 実績（件）	R4 実績（件）
新規施設延	150	191
更新施設延	406	536
その他夏季・冬季巡回指導等延	2,315	2,268
計延	2,871	2,995

【鳥栖支部】

各支部の指導員（鳥栖支部 33 人）が年間一人当たり 5 回（日）を目標に巡回指導を行った。

区 分	R5 実績（件）	R4 実績（件）
新規施設延	0	0
更新施設延	137	124
その他夏季・冬季巡回指導等延	137	204
計延	274	328

【唐津支部】

各支部の指導員（唐津支部 62 人）が年間一人当たり 5 回（日）を目標に巡回指導を行った。

区 分	R5 実績（件）	R4 実績（件）
新規施設延	112	85
更新施設延	243	261
その他夏季・冬季巡回指導等延	1,351	1,457
計延	1,706	1,803

【伊万里支部】

各支部の指導員（伊万里支部 37 人）が年間一人当たり 5 回（日）を目標に巡回指導を行った。

区 分	R5 実績 (件)	R4 実績 (件)
新規施設延	15	19
更新施設延	214	286
その他夏季・冬季巡回指導等延	418	465
計延	647	770

【杵藤支部】

各支部の指導員（杵藤支部 88 人）が年間一人当たり 5 回（日）を目標に巡回指導を行った。

区 分	R5 実績 (件)	R4 実績 (件)
新規施設延	0	170
更新施設延	217	308
その他夏季・冬季巡回指導等延	1,368	940
計延	1,585	1,418

【県計】

区 分	R5 実績 (件)	R4 実績 (件)
新規施設延	277	411
更新施設延	1,217	1,562
その他夏季・冬季巡回指導等延	5,589	8,116
計延	7,083	10,089

【行政からの情報伝達依頼件数 R06/3/31 現在】

項目	R5 実績 (件)	R4 実績 (件)
1 食中毒関係	11	14
2 食中毒関係以外	47	34
合 計	58	48

OHACCP の考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り（R05 重点指導項目）

（行政機関との連携）

- ・ 食品衛生指導員には改善命令等の権限がないので、巡回指導時における問題事例等については、行政機関の食品衛生監視員と連携し改善指導を行う。
- ・ 行政機関が行なう監視業務（営業許可更新時の施設点検）に随行し知識を学ぶ。
- ・ 講習会、研修会等の講師依頼

区 分	内 容
1 事業の対象者	佐賀県内の食品等事業者（会員以外の者も含む）
2 事業の財源	受取民間補助金、受取地方公共団体補助金、受取入会金、受取会費のほか収益事業からの繰入金を財源とする。

3 公益社団 法人日本食 品衛生協会	補助金の交付元	公益社団法人日本食品衛生協会
	補助金の名称	食品衛生指導員活動特別補助金
	補助金の目的	食品衛生指導員の活動等に対する補助
4 佐賀県(生 活衛生課)	補助金の交付元	佐賀県(生活衛生課)
	補助金の名称	佐賀県食品衛生協会補助金
	補助金の目的	食品衛生自主管理推進事業に対する補助

○公2-イ 食品衛生指導員の育成及び教育研修会

(趣旨)	食品衛生協会の事業活動の中核を担う、食品衛生指導員の育成及び指導資質の向上を図る。
(内容)	<p>食品衛生指導員は、定期的に事業施設を巡回し、施設内外の清潔保持、設備の衛生管理状況等について指導助言や、食品衛生月間を中心に行なう啓発食品衛生思想の普及啓発事業を推進しており、食品衛生指導員の知識・資質の向上を図ることにより食品事業者の衛生管理の向上を推進し、さらには消費者の食の安心・安全に寄与している。</p> <p>派遣事業のうち全国大会は、各県会長会議、功労者・優良施設・優秀指導員の表彰式典等により構成されていることから、会長他役職員並びに被表彰者を派遣する。費用については、会長他役職員は、旅費規程に基づく旅費を負担し、被表彰者に対しては、一人あたり3万円を負担することになっている。</p> <p>派遣事業のうち九州大会は、毎年指導員全体(350名)の約3分の1(約120名)を派遣している。費用については、交通費(公共交通機関や貸切バス代等)や宿泊代等の経費として1人15,000円(沖縄県は30,000円)を限度に負担している。</p> <p>また、食品衛生協会の中核として活動している食品衛生指導員の2年ごとの委嘱替えに伴い新規指導員を養成するとともに、指導員の活動の推進と資質向上を図るため、特別研修会を毎年開催している。</p>

<令和5年度事業実績>

・全国大会:

期 日	事 業 名	派遣者など
令和5年10月 18日	食品衛生指導員全国大会[ニッシーホール(旧ヤクルトホール)] (体験発表、理事長表彰)	表彰者3名は、出席せず。
令和5年10月 19日	食品衛生功労者・食品衛生優良施設表彰式(明治座)	厚生労働大臣表彰者等3名(佐賀中部2名、唐津1名)

10月18日に全国支部長会議も併せて開催され、10月18日と19日の両日に会長等役員2名が出席した。

・九州ブロック大会:大分県別府市

期 日	事 業 名	派遣者など
-----	-------	-------

令和5年7月5日	九州ブロック連絡協議会（別府温泉杉乃井ホテル）	会長等役員2名
令和5年7月6日	九州ブロック大会（別府市ビーコンプラザ）	食品衛生指導員96名（佐賀中部33名、鳥栖8名、唐津15名、伊万里8名、杵藤22名）、会長等役員3名

・食品衛生指導員全国研修会：ホテル大阪ガーデンパレス

期 日	事 業 内 容	派遣者など
令和5年9月20日～21日	厚生労働省、(公社)日本食品衛生協会による講義、グループ討議と討議発表	参加者なし

・食品衛生指導員養成講習会

項目	内 容
1 期日	令和5年8月29日 12:45～16:55
2 場所	メートプラザ佐賀2階大会議室
3 講習科目	(公社)日本食品衛生協会の食品衛生指導員制度運営規程に基づき「食品衛生指導員ハンドブック」に準拠し実施する。
4 講師	行政の食品衛生担当職員等
5 受講人員	23人
5 受講料	無料

・食品衛生指導員特別研修会：佐賀市メートプラザ佐賀

期 日	事 業 内 容	講師など	受講者
令和6年2月7日	HACCP に沿った衛生管理の制度化について ～新指導票を使った効果的な指導のために～	佐賀県健康福祉部生活衛生課 食品安全衛生担当係長 堀 夏子	指導員177名、 保健所等14名、 合計191名
	HACCP の指導への取り組み状況について 「パネルディスカッション形式」	司会 片淵 辰男 パネラー5人 佐賀中部 川原 常宏 鳥栖 今村 光男 唐津 森田 寛 伊万里 森 伸一郎 杵藤 小野原 博	

・食品衛生指導員研修会（各支部開催分）

【唐津支部】

期 日	事 業 内 容	講師など	受講者
令和5年6月 28日	食品衛生責任者実務講習会 テキストより講義	唐津保健福祉事務所 食品衛生担当 多勢係長	指導員 48名 役 員 2名
令和5年10 月25日	食中毒について	唐津保健福祉事務所 食品衛生担当 多勢係長	指導員 50名 役 員 2名

【伊万里支部】

期 日	事 業 内 容	講師など	受講者
令和5年7月 20日	食品衛生責任者実務講習会 テキスト講義	伊万里保健福祉事務所 衛生対策課 松山	指導員 20名
令和6年1月 16日	食中毒予防について	伊万里保健福祉事務所 衛生対策課 前山	指導員 19名

【杵藤支部】

期 日	事 業 内 容	講師など	受講者
令和5年7 月19日	HACCP の考え方を取り入れた 衛生管理の定着と振り返り ～それぞれの事業者の状況に あわせて伴走を～	杵藤保健福祉事務所 衛生対策課食品衛生担当 橋口課長	指導員 50名

○公2ーウ 食品衛生責任者講習会

（趣旨）	消費者に安全・安心な食品を提供するため、食品衛生責任者等の資質の向上を図る。
（内容）	消費者が安心できる安全な食品を提供することは、食品等事業者には課せられた社会的責務であり、営業者は施設又はその部門ごとに、食品衛生に関する責任者（食品衛生責任者）を定める必要があり、当協会では、食品衛生責任者未資格者を対象とした「食品衛生責任者養成講習会」、並びに食品衛生法施行規則別表第17に規定された食品衛生責任者が「食品衛生に関する新たな知見の習得に努める」ための「食品衛生責任者実務講習会」を県から講習会実施機関として指定を受け実施している。

<令和5年度事業実績>

・食品衛生責任者養成講習会

新規営業者等を対象に、国の通知に基づき食品衛生学(食中毒予防と衛生管理など)、食品衛生法（食品衛生法の全体像・自主的な衛生管理など）、公衆衛生学（環境衛生・労働衛生等）に関する科目を指定されたテキストにより実施した。

(1) 従来 of 集合型

講師：行政機関の担当職員等

受講料：11,000 円/税込

区分	実施時期	回数	受講者数 (名)
佐賀中部	6月、9月、12月、3月	4	169
鳥栖	9月、2月	2	64
唐津	5月、12月	2	85
伊万里	8月、2月	2	57
杵藤	6月、11月、2月	3	91
合計		13	466

(2) eラーニング型

講師：(公社)日本食品衛生協会が構築したシステムを使いインターネット上で行う。

受講料：10,000 円/税込

実施時期 令和5年4月1日～令和6年3月31日

(令和6年3月28日15時頃～4月1日午前10時頃まで新年度準備のため新規申込の一時停止)

区分	受講者数 (名)
佐賀中部	186
鳥栖	54
唐津	60
伊万里	35
杵藤	62
合計	397

受講料は、本部が(公社)日本食品衛生協会から受入れており、各支部での凡その受講者数を把握するため、会社名・屋号の住所あるいは、自宅の住所で支部毎に振分けしたものである。日食協から翌月支給(清算)されるため、3月分は新年度に受け入れている。

・食品衛生責任者実務講習会

食品衛生責任者を対象に、行政機関の監修のもと毎年作成したテキストに基づき実施した。

講師：行政機関の担当職員等

受講料：3,850 円/税込

区分	実施時期	回数	受講者数 (名)
佐賀中部	6月4回、7月5回、8月1回、 10月1回、1月1回	12	3,531
鳥栖	10月5回未受講者11月1回	6	989
唐津	8月3回・9月9回・11月1回	13	1,776
伊万里	9月1回・10月3回、11月1回	5	925

杵藤	9月7回・11月1回	8	1,734
合 計		44	8,955

区 分	内 容	
1 事業の対象者	養成講習会	県内の食品等事業者及び従事者
	実務講習会	食品衛生責任者
2 事業の財源	受講料を財源とする。	

○公2-エ 食品衛生功労者、優良施設表彰

(趣旨)	食品衛生の普及向上等に功労があった者及び常に施設の衛生管理に努め行政機関から優良と認められた施設については、他の模範として表彰を行ない食品衛生に対する意識の高揚を図り、もって食品衛生の推進に資する。
(内容)	食品衛生功労者、優良施設及び優秀食品衛生指導員について、表彰基準に基づき表彰する。

【食品衛生功労者表彰基準】

4月1日現在、(1)の対象のいずれかに該当するもので、(2)の食品衛生向上に関するいずれかの功績が特に顕著であり、かつ他の模範とするに足るものであること。ただし、過去において日本食品衛生協会長から食品衛生功労者として表彰されているもの、並びに被表彰者としてふさわしくない行為にあったものはこれを除く。

(1) 対象	<ol style="list-style-type: none"> 食品関係団体役員として在職10年以上であって年齢が満45歳以上であること。 食品衛生指導員として従事し、在職期間が10年以上のもの。 食品関係の営業者で営業に従事する期間が10年以上であり年齢が45歳以上であること。 食品関係営業の従業員にして引き続きその施設に10年以上勤務するもので年齢が満45歳以上であること。 食品衛生協会組織の職員で在職期間が15年以上のもので年齢が満45歳以上であること。
(2) 功績内容	<ol style="list-style-type: none"> 食品衛生行政に積極的に協力し、業界の指導及び食品衛生協会組織の強化並びに事業の推進に尽力、食品衛生の向上に貢献する功績。 食品衛生行政並びに食品衛生協会の事業活動に積極的に協力、食品衛生の向上に貢献する功績。

【食品衛生優良施設表彰基準】

食品衛生法の対象である営業の施設であって4月1日現在において次の各号に該当し、その施設が衛生上優秀で他の模範とするに足るものであること。ただし、過去において佐賀県食品衛生協会長から食品衛生優良施設として3回表彰を受けた施設及び営業者が表彰にふさわしくない行為のあったものについてはこれを除く。

1. 表彰の対象となる施設において、営業が開始されてから満5年以上経過しているものであること。ただし、中途において食品衛生に関する施設の改善が行なわれたものであるときは、改善完了後の施設において満2年以上営業が行なわれたものであること。
2. 施設が衛生的であって従業員の衛生知識が徹底しており、食品の取り扱いが衛生的に行なわれ、かつ施設の衛生管理並びに従業員の健康管理が優秀であること。
3. 過去2年間（原則として連続する2年間とする。）における監視成績が、旧監視票の平均値は平均90点以上、新監視票の平均値は85点以上であること。

【優秀食品衛生指導員表彰基準】

食品衛生指導員として指導活動が顕著で、他の模範とするに足るもので、4月1日現在、委嘱年から5年以上経過しているもの。

(選考方法)	食品衛生功労者については、各支部の支部長、各地区代表者（分会長等）及び食品衛生業務に従事する佐賀県職員で構成する表彰委員会において、表彰基準に基づき表彰候補者を選考し、本部へ推薦のうえ決定する。また、食品衛生優良施設については、保健福祉事務所の監視成績に基づき、功労者と同様の手続きで選定し決定する。
--------	--

県知事・部長表彰式は、実施されず。県協会長表彰についてはR05. 6. 16の定時社員総会において表彰した。

区 分		厚労大臣	厚労省医薬・生活衛生局長	日食協会会長	日食協理事長	県知事	県部長	県協会長
佐賀中部支部	食品衛生功労者	1		1		1	2	5
	〃 優良施設	1		1		1	2	8
	〃 優秀指導員				1			7
	合 計	2		2	1	2	4	20
鳥栖支部	食品衛生功労者			1		1	1	
	〃 優良施設						1	1
	〃 優秀指導員							2
	合 計			1		1	2	3
唐津支部	食品衛生功労者					1	1	3
	〃 優良施設	1				1	1	2
	〃 優秀指導員							4
	合 計	1				2	2	9
伊万里支部	食品衛生功労者	1		1			1	
	〃 優良施設			1				
	〃 優秀指導員				1			2
	合 計	1		2	1		1	2

杵藤 支部	食品衛生功労者			1		1	1	3
	〃 優良施設			1			1	3
	〃 優秀指導員				1			5
	合 計			2	1	1	2	11
合計	食品衛生功労者	2		4		4	6	11
	〃 優良施設	2		3		2	5	14
	〃 優秀指導員				3			20
	合 計	4		7	3	6	11	45

2 収益事業

(収1) 会員のために実施した共済事業

食中毒をはじめとしたリスクに備えるため、日本食品衛生協会が運営した会員を対象とした食品営業賠償共済、あんしんフード君（総合食品賠償共済）、火災共済等への加入促進について、新規許可申請や許可更新時に共済加入を勧めるとともに、各種講習会においても共済加入の案内を行った。

令和5年度共済加入状況

区 分	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
あんしんフード君	732	145	201	196	249	1,523

※「食品営業賠償共済」支部支所別加入状況報告書（令和6年3月現在）より

【参考】

令和4年度加入状況

区 分	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
あんしんフード君	726	139	207	193	225	1,490

※「食品営業賠償共済」支部支所別加入状況報告書（令和5年3月現在）より

令和5年度火災共済加入状況

区 分	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
火災共済（件数）	4	4	6	10	1	25

※「火災共済契約受付通知書 令和6年3月31日現在」より

【参考】

令和4年度火災共済加入状況

区 分	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	計
火災共済（件数）	4	4	6	10	1	25

※「火災共済契約受付通知書 令和5年3月31日現在」より

(収2) 衛生用品の販売

事業者からのニーズが多い手洗い消毒液、洗浄消毒液、隔測温度計等の衛生用品について、事務所窓口で商品のパンフレットやチラシ、また一部については現物をおいて購入要望に対応してきたところであるが、オンラインショッピング等がより安価であり、発注元への配送など利便性が高いこと、取引先のある業者は、取引条件を改定され、10ケース未満は運賃荷造費1,100円の負担を求められ、まとまった数量の発注となると在庫として置いておくスペースが無いため、在庫限りでの販売対応に切り替えた。

※令和6年3月末、単位：円

区 分		販売実績(物販売 上収入) A	物販売上原価 B	販売手数料収 入 (A-B)C
佐賀中部	R5	127,920	99,520	28,400
	R4	258,672	202,335	56,337
	販売商品 名	隔測温度計、HACCP 衛生管理計画・記録簿、 はじめよう HACCP		
鳥栖	R5	2,295	1,836	459
	R4	3,060	2,448	612
	販売商品 名	HACCP 衛生管理計画・記録簿		
唐津	R5	29,835	23,868	5,967
	R4	188,736	145,014	43,722
	販売商品 名	HACCP 衛生管理記録簿		
伊万里	R5	84,441	78,311	6,130
	R4	115,817	89,460	26,357
	販売商品 名	隔測温度計、アルペット HN、シャボネット P-5 等、HACCP 衛生管理記録簿		
杵藤	R5	118,355	91,156	27,199
	R4	86,820	67,231	19,589
	販売商品 名	隔測温度計、アルペット HN (5L・500ml)、シャボネ ット・ム、HACCP 衛生管理記録簿		
県計	R5	362,846	294,691	68,155
	R4	653,105	506,488	146,617

(収3) 事務受託等事業

- ・市町が獣医師会に委託して毎年4～5月を中心に実施している狂犬病予防注射の注射料金の収納業務を獣医師会から受託した。

狂犬病予防注射の注射料金の収納業務の受託事務手数料については、佐賀県獣医師会において、昨今の諸物価高騰によるコスト増による単価アップ（@125円/頭→@135円/頭）して頂いたが、注射頭数の減少から収支は赤字が続いている。

- ・水質検査を希望した会員に対し、容器の貸し出しを行った。

(単位：円)

支部名	項目	令和5年度	令和4年度
佐賀中部支部	狂犬病注射手数料	428,490	438,625
	水質検査容器貸出	0	0
	計	428,490	438,625
鳥栖支部	狂犬病注射手数料	153,090	155,000
	水質検査容器貸出	0	0
	計	153,090	155,000
唐津支部	狂犬病注射手数料	195,480	199,250
	水質検査容器貸出	27,450	27,000
	計	222,930	226,250
伊万里支部	狂犬病注射手数料	223,155	231,750
	水質検査容器貸出	6,300	14,400
	計	229,455	246,150
杵藤支部	狂犬病注射手数料	363,825	357,250
	水質検査容器貸出	14,850	9,000
	計	378,675	366,250
県計	狂犬病注射手数料	1,364,040	1,381,875
	水質検査容器貸出	48,600	50,400
	計	1,412,640	1,432,275